

5 男女の賃金の差異（全・正・パ有）

		男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
常用職員 無期契約職員 ※週40時間契約のみ ※育児短時間勤務職員含む	男	100%
	女	92.5%
有期契約職員 ※契約時間問わない 無期契約職員 ※無期＝週40時間未満契約	男	100%
	女	100%
全ての労働者 (男女別)	男	100%
	女	91.0%

※2022年4月～2023年3月に支給した給与・賞与の総支給額

「男女の賃金の差異」を減らしていくために
 当法人では、福利厚生手当として「扶養手当」や「住宅手当」があるが、世帯主に対して支給することから、
 男性の賃金が高い傾向にあると考えられる。今後は、「成果」や「能力」による給与体系への変更も検討しており、
 男女の賃金差異を小さくしていくことを目指す。